

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
株式会社明光ネットワークジャパン
代表取締役社長 山 下 一 仁

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆さまの安全確保を最優先といたしたく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議決権行使につきましては書面またはインターネット等にて事前に行使頂きますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2021年3月18日（木曜日）午後6時までに議決権を行使して頂きますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月19日（金曜日）午前11時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスA
※開催場所、開始時間が定時株主総会とは異なっております。
開催場所につきましては、末尾の総会会場のご案内図を参照
頂き、お間違いのないようご注意ください。
3. 目 的 事 項
決 議 事 項
第1号議案 監査役2名選任の件
第2号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

-
- ◎会場内はお座席の間隔を拡げ、お座席数を制限しております。そのため当日ご来場頂いてもご入場をお断りせざるを得ない場合がございます。予めご了承ください。
 - ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meikonet.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎同一の株主が書面及び電磁的方法の双方により重複して議決権を行使した場合は、当社は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものいたします。また、電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合で同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものいたします。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使等についてのご案内

書面による行使



各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

- ・各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

2021年**3月18日**（木曜日）午後**6時**到着分まで

インターネットによる行使



以下の議決権行使サイトにアクセスいただき、ご行使ください。

<https://www.web54.net>

お問合せ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル（通話料無料）

（受付時間 9：00～21：00）電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

2021年**3月18日**（木曜日）午後**6時**まで

株主総会ご出席による行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- ・当日は本招集ご通知をご持参ください。

2021年**3月19日**（金曜日）午前**11時**

スマート行使を用いた議決権行使が簡単です。

議決権行使書用紙に記載の「QRコード」を読み取るだけで、議決権行使が可能です。

- (注) 1. 本サービスは、ご利用の端末や通信環境等によりご利用いただけない場合があります。
2. 2回目以降のログインには、IDとパスワードの入力が必要です。



<機関投資家の皆様へ>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームより議決権を行使頂くことができます。

<新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対応について>

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

<https://www.meikonet.co.jp>

株主総会参考書類

第1号議案 監査役2名選任の件

2020年11月19日に当社監査役（非常勤）宇津木寿一氏が逝去され、法令の定める監査役の員数を欠いたこと、ガバナンス機能の一層の充実と監査体制の強化を図ることを目的として、社外監査役1名を増員して4名体制とするため、新たに社外監査役を選任することをお願いしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>じんざひろし 神 坐 浩 (1956年11月22日)</p> <p>【新任】 【社外】</p>	<p>1980年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>2004年7月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）ロスアンゼルス支店長</p> <p>2006年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）米州本部米州企画部長</p> <p>2008年2月 同行丸の内支社長</p> <p>2010年1月 株式会社イトーキ執行役員国際統括部長就任</p> <p>2013年1月 同社常務執行役員国際本部長就任</p> <p>2020年12月 同社退職</p>	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>神坐浩氏につきましては、長年にわたる金融機関等での金融、財務及び企業経営に関する豊富な経験と知識を有しております。また、海外での勤務経験をもとに、グローバルな視点から当社の経営上の重要事項につき、有効な助言をいただくことを期待するとともに、経営全般の監視を行い、監査の実効性を高めていただけるものと判断し、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	あおのななこ 青野奈々子 (1962年1月15日) 【新任】 【社外】	1984年4月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社) 入社 1995年11月 中央青山監査法人入所 2002年7月 株式会社ビジコム(現株式会社OAGビジコム) 入社 2005年3月 同社取締役 2008年6月 株式会社ダスキン社外監査役 2010年5月 株式会社GEN代表取締役社長(現任) 2017年6月 株式会社ミスミグループ本社社外監査役(現任) 2019年6月 日本製紙株式会社社外監査役(現任) 2020年3月 オプテックスグループ株式会社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社GEN代表取締役社長 株式会社ミスミグループ本社社外監査役 日本製紙株式会社社外監査役 オプテックスグループ株式会社社外取締役	-株

【社外監査役候補者とした理由】

青野奈々子氏につきましては、公認会計士として広範な財務・会計の知識を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断し、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は神坐浩氏及び青野奈々子氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。
3. 神坐浩氏及び青野奈々子氏は、社外監査役候補者であります。当社は、社外監査役候補者について当社の定める独立社外役員を選任基準を満たすことを求めておりますが、両氏は当該選任基準のすべてを満たしております。
4. 神坐浩氏及び青野奈々子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。また、各候補者が就任した場合には、当該保険の被保険者となり、任期の途中に当該保険契約を更新する予定であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

<ご参考>「独立社外役員の選任基準」について

1. 現在または過去において当社及び当社グループの取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、執行役員、支配人その他の使用人となることがないこと。
2. 現在または最近5年間において当社の大株主の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
3. 当社の現在主要株主である会社の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
4. 現在または最近3年間において当社及び当社グループの主要な取引先（直近事業年度における年間連結総売上高の2%超）の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
5. 当社及び当社グループから一定額（過去3年間の平均で1千万円）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る）、その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう）でないこと。
6. 当社及び当社グループから取締役または監査役（常勤、非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員でないこと。
7. 現在または最近5年間において当社及び当社グループの主要な金融機関（当社及び当社グループにおいて資金調達において必要不可欠であり、当社が株主との間で利害相反の問題が生じえる状況（債務超過ないし債務超過のおそれがあるような状況）にあるか、財務・信用格付け、自己資本比率、当該債権者への資金調達上の依存度及び借入金の返済余力等を総合的に勘案し判断する）の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
8. 現在または最近5年間において当社の主幹事証券会社の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
9. 現在または最近3年間において当社及び当社グループの監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員でないこと。
10. 当社及び当社グループから一定額（過去3年間の平均で1千万円）を超える報酬を受領している弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でないこと。
11. 上記1から10における二親等内の親族または同居の親族でないこと。
12. 仮に上記に該当するものであっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができる。
13. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と恒常的に実質的な利益相反のおそれが生じると判断されないこと。

第2号議案 監査役の報酬額改定の件

当社監査役の報酬額は、2006年11月開催の第22回定時株主総会において、報酬額を年額25百万円以内（役員賞与を含む。）として決議頂き、今日に至っております。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、社外監査役が1名増員となること等、諸般の事情を勘案し、監査役の報酬額を「年額35百万円以内」に改定をお願いいたしますと存じます。

なお、監査役の員数は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から4名となります。

以 上

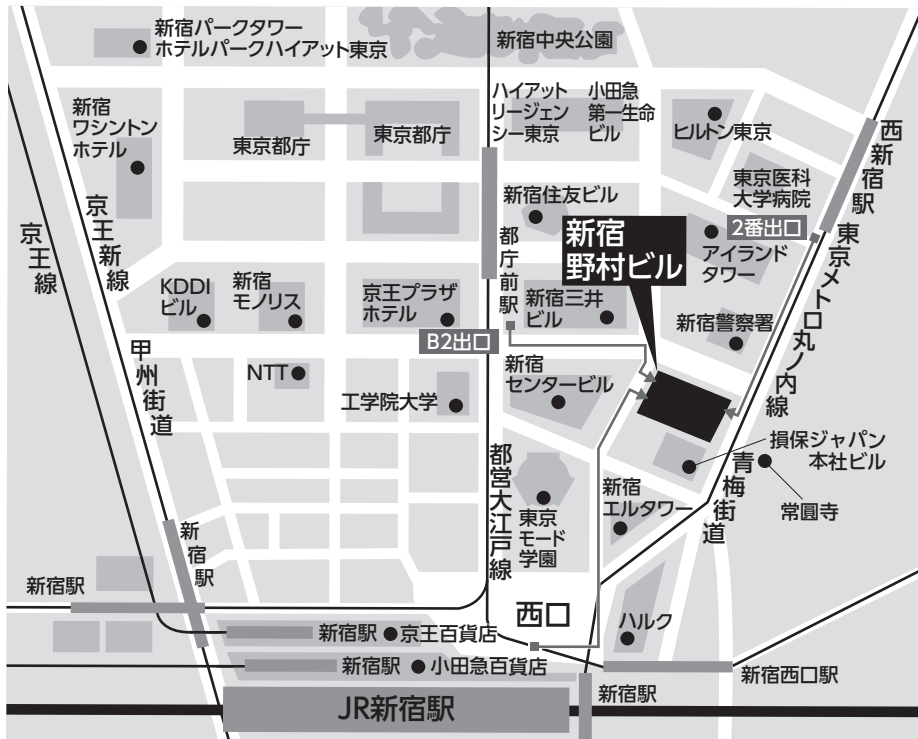
臨時株主総会会場ご案内図

日 時

2021年3月19日（金曜日）午前11時

会 場

野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスA
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階



交通のご案内

都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅B2出口 …… 徒歩3分
東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅2番出口 …… 徒歩4分
JR線・京王線・小田急線「新宿」駅西口 …… 徒歩7分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

